

官報 号外 昭和四十八年六月十五日

○第七十一回 参議院会議録第二十号

昭和四十八年六月十五日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第二十二号

昭和四十八年六月十五日

午前十時開議

第一 地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。山

中國務大臣。

〔國務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

○國務大臣(山中貞則君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

第一は、自衛官の定数を陸上自衛隊千人、海上

自衛隊三千六十五人、航空自衛隊二千九百十八人及び統合幕僚会議五人、合計六千九百八十八人増加するための改正であります。これらの増員は、

沖縄地域における防衛及び災害派遣等の民生協力の任に当たる陸・海・空自衛隊の所要の部隊を沖

縄に配備することに伴うもののが、海上自衛隊の艦船の就役、航空機の就役等に伴うもの、航空

自衛隊の航空機の就役、ナキ部隊等の編成等に伴うもの及び統合幕僚会議の情報機能強化に伴うものであります。

第一は、自衛隊の部隊等で重要な役割りをなす医官をみずから養成し、自衛隊における医官の不足を抜本的に解消するため、防衛庁本庁の附属機関として防衛医科大学校を設置することになります。防衛医科大学校の修業年限は六年とし、入

学資格、設備、医学教育の内容、教員の資格等については、学校教育法に基づき医学教育を行なう。大学の例にならう」とことし、この大学校の卒業生には、医師国家試験の受験資格を与えることとしております。さらに、防衛医科大学校においては、

この法律案(趣旨説明)によつて、その公正さを担保しようとするものであります。

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

同校卒業生等に対し、医学に関する高度の理論及び応用についての知識等を修得させるための教育訓練等を行なうこととして、自衛隊医官に研さん場を与えて、その資質の向上をはかることとしております。

第三は、防衛庁本庁の附属機関として、自衛隊離職者就職審査会の設置、南西航空混成団の新編等に伴い、防衛庁設置法、自衛隊法等について、若干の規定の整備を行なうこととしております。

これらの改正のほか、防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会の設置、南西航空混成団の新編等に伴い、防衛庁設置法、自衛隊法等について、若干の規定の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がござります。順次発言を許します。上田哲君。

○上田哲君(登壇、拍手)

私は、日本社会党を代表して、まだいま議題となりました防衛二法案につき、總理大臣及び関係大臣の所信をただしたいと思います。

私は、これまで多くの機会を通じて、わが国の自衛隊がいまや近代戦遂行能力を具備するに至つてゐる、つまり憲法九条に禁止する戦力を保有するに至つていることを明らかにしました。

ここでは、政府のいわゆる防衛政策が、一つには対米関係において無理押しの肩がわりを進め、もう一つ国内的には、いまや全く時代錯誤の軍事優先体制を深めようとしていることを明らかにします。

ここでは、政府の姿勢を問いたいと存じます。

まず、対米関係において總理にお伺いを申し上げたい。

總理は、きょうこの日正午が、ペトナム完全和平の成った記念すべき日であることを御存じであります。SALT交渉の米ソ両国における大きな前進、全ヨーロッパ安全保障會議は、来月三日、ヘルシンキに東西ヨーロッパ三十二カ国、アメリカ、カナダを加えて開会される予定であります。

このようなく、膨大な四次防を策定し、その政府のとる安全保障政策方針は、従来の脅威論から、力の均衡による抑止力論をとる方向に転じてお

おります。この考え方には、戦後アメリカが一貫してとつべきた力の論理であり、世界的な緊張緩和に目をつぶり、冷戦型の思考にしがみつく姿勢であります。

いま、ペントAGONのとるトータル・フォース・コンセプト、全体戦力構想は、従来どおりのアメリカへのモニーを、アメリカだけの力ではなく、同盟国の戦力強化、防衛負担の増大によって果たそうとするものでありますから、アメリカの軍事的敗退の今日、この構想の一翼をになおうとするわが国の立場は、軍事的にアメリカのリスクを負担しよろとすることにはかなりません。これは世界の潮流とは全く逆行するものであります。世界の軍事支出に見ると、その総額は、一九六九年の二千百十億ドルをピークに、大きく減少の方向を示しております。世界の英知は、精力的にいま軍縮に向けられているのであります。世界はいま大きく変わらざとするのであります。われわれは、いま、力による解決のしかたが力にならないという時代に入ろうとしています。世界とわが国の平和維持のあり方にについて語るとき、われわれ解に立たれるかどうか、そのことをまず第一にしつかりと承っておきたいのであります。

次に、そこでわが国が黑白を迫られる立場が出てまいります。アメリカ側からの執拗な防衛力増強要求は、いまや決定的になつております。一月八日、アメリカ下院軍事委員会でのレアード前国防長官の証言、リチャードソン国防長官が国防報告で明らかにした方針、さらに五月三日のニクソン外交書は、大胆に、日米間の安全保障問題に大きなスペースを置いて、防衛負担の増大を要求してきております。これに対する態度を、日本政府もやはつきりさせなければならないところにきております。総理は、この抜き差しならぬないアメリカの防衛力増強要求について、はつきり

りノーと言えるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。これが二つ目の質問であります。さらに、もう一步具体的に踏み込んでお伺いします。おけるような米軍駐留費の負担、自衛隊の大幅な肩がわり、ドル防衛政策への協力というような形ならば、アメリカの要求は、今後岩国、三沢におけるならば、アメリカの要求は、今後岩国、三沢にあらわれてくるであります。そこで注目すべきこととして、先月末の事務レベル安保協議をはじめとして、来月末の、あなたとニクソン大統領との会談に至るまで、両国間に引きわめて重要な会議が連続をいたします。ことしの日米財界人会議は、この二十一日から三日間、ワシントンで両国トップが参加して開催をされます。今回の日米財界人会議は、きわめて政治色の強いものが予想され、この主要議題に、アメリカ側の安保のかたさとして、日本側の経済的負担の問題が持ち出されるることは決定的であります。

田中総理は、昨年九月のニクソン大統領とのハイ会談において、十億ドル以上の対米購入を約束させられております。最近のアメリカ側の強いつらつきからして、七月末の会談では、さらに強い要求がアメリカ側から出ることは必定であります。懸案のAEW、PXL等の航空機やミサイル等、大量の兵器の輸入を約束されるのではないかといふ危惧を持たれています。総理はこれに対してもどういう立場で話しあわれるのか、兵器の大量輸入要請に対して、はつきりノーと言われるのかどうか。イエスかノーかの問題として、ひとつ、今日防衛二法の審議が始まるやさき、しかもニクソン大統領との会談に時日がございません。あいまいな表現でなく、ノーと言われるのかどうかについて、はつきり御答弁をいただきたいと思います。これが第三。

第四に指摘したいことは、このような状況の中で、自衛隊はかなり無理押しの対米肩がわりを進めているという実態であります。沖縄がその端的な例でありましよう。いま沖縄を訪れる人はだれかについて、はつきり御答弁をいただきたいと思います。これが第三。

完了していることに驚くのであります。表玄関の那覇空港にはいまもアメリカのP-3がどんと居るなり、これと並んで自衛隊のF-104Jが二十一機も並んでおります。航空機だけではあります。陸海空ともすでに目標の配備はほとんど完了しておられます。本院に声を大にして訴えなければなりませんが、実はこの配備は、ただいま提案されておりまます。本改正案の成立によって初めて可能となるべきものであります。特に、主力となる航空自衛隊の配備については、明白な自衛隊法違反行為であります。政府は、おそらく間引き配備などといふ説明をされるでありますしあが、そのことは法律上通用をいたしません。すなわち、自衛隊法上、陸の師団、海の地方隊、空の航空団以上の設置については明確に法律事項とされております。ところが、本改正案の成立によつて南西航空混成団として沖縄に配置さるべき航空自衛隊は、日下、臨時第八十三航空隊、臨時沖縄警戒管制隊、臨時那覇基地隊、臨時那覇救難隊などと、すべて上の冠詞を付して居すわっております。南西航空混成団は、定員二千九百四十四人、その設置は、法律事項である航空団以上の規模である上、機能としても、戦闘機隊、ナイキ隊を含み、一段上の航空方面隊の性格を持つものであります。しかるに、法律成立以前の今日、その審議が日本本院で始まつたばかりの今日、すでに法律定員二千九百四十名中二千六百人が移駐を終わり、F-104J二十五機のうち二十一機が配備され、本年一月からすでに米空軍から防空警戒体制アラートの任務の完全に肩がわりを行ない、さらにレーダーサイント、ナイキ部隊の引き継ぎも完了をしているのであります。本改正案が通過しなければ存在しないはずの大航空団が、臨時という看板を掲げてそのまま沖縄に存在しているということは、法律違反であることはもとより、重大な国会軽視と言わなければなりません。（拍手）

政府が、このようにして無理を強行するのは、久保・カーチス協定により、自衛隊が沖縄米空軍

略部隊の防衛任務を果たさなければならぬためでありまして、まさに対米軍事従属姿勢のあらわれであります。これでは久保・カーチス協定が国会の上に位置することになります。政府は、直ちに非を認め、この体制を撤収すべきであります。そして、そのことが、本改正案審議の本院における前提でなければならぬと思います。もし、万一、政府が率直にこの処置をとられないなら、対米軍事従属合団体制は、たゞえ国会の権威を無視するとしても、もはや日本政府にとっては、抜き差しがならないものになつてゐることを、政府みずから認めるものと断ぜざるを得ませんが、總理いかがでありますようか。

これについては、山中長官からも詳しく述べ弁をいただきたいと思いますが、山中新長官は、沖縄交渉の責任者であります。日玉のP3がいまも那覇空港に居すわつていることに責任を感じられているはずであります。すみやかに、いつ、どこに移転するのか、この席で明らかにしていただきたいと思います。

第五に、核のかさについてわれわれの立場から提言をしておきたいと思います。

政府の認識とは別に、最近の世界の情勢は、いわゆる核大国不戦の状態になつていて申せます。つまり、核による抑止作用は、大國間だけに存するだけでありまして、わが国のような非核保有国の安全保障にはつながらないと言つてよいのであります。現にカナダでは、アメリカとの北米防空協定をめぐって、この協定によるアメリカの核のかさから脱退しようとの国内世論が高まつております。この世論を受けて議会の論議が盛り上がり、先月末の期限切れを過ぎてなお現在も調印に至っていない事実があります。アメリカに土地を接するカナダにおいてもしかり。政府が非核提示、北東アジア地域における非核化地帯の設置保有の原則を今後も守ろうとされるならば、この際、アメリカの核のかさへの依存という旧世界意識を脱却し、核第一使用禁止の国際的取り組めの

等を積極的に各国に働きかける立場をとるべき時期が来ていると考えます。見識ある御意見を承りたいと思います。

あわせて外務大臣に、新大西洋憲章構想についての外交方針も伺っておきたいと思います。

さて、このよくな一連の対米姿勢にかかるる諸問題とともに、国内的にはいまや時代錯誤と言べき軍事優先体制の進行が目立っています。何の面からさらに数点の質問を行ないたいと思います。

まさらわざかに十日前の六月六日の夜、東京経団連会館で開かれた経団連防衛生産委員会のパーティで、河野文彦委員長は、政府防衛省に対し、兵器国産化を促進してほしい、防衛予算の拡充に努力してほしい、防衛生産安定のため四次防と五次防のつなぎ措置を認めてほしい、と要望をいたしました。防衛産業界がこのように公然と安定化要請を行なったのは初めてのことでありますけれども、このとき山中長官代理として箕輪次官が出席をしており、よく検討したい、と述べたと伝えられております。防衛産業界は、ローリングシステムの導入を要望していますが、山中長官は、この段階で五次防をやめ、単年度主義の採用を事務局に指示したとも伝えられています。一体何をどのように検討しようといふのか、新防衛省長官にしっかりとお伺いをいたしたいと思います。

このようなとき、一週間前、防衛学会なるものが発足をいたしました。おりから、三菱重工古賀会長を団長とする防衛懇談会の軍事視察団がアメリカを訪問中でもあります。にわかに、産軍学の一連の動きが活発になってきたと感じられます。私はここで、装備費からする四次防の見直しと、わが国産業構造の今後に防衛産業の占める比率のあり方について、十分注意を喚起する必要があると信じます。

政府は、四次防は三次防の單なる継続であるとして、装備についても三次防までに装備されたもの

の減耗分の近代化更新であるとしてまいります。たけれども、実際には、装備費の調達総額は三次防五千億円の二倍に達する一兆一千億円にものぼっております。さらに原材料、人件費の値上げによって上積みが予想されております。政府はしばしば防衛産業を皮革産業、皮・ベルト産業にたとえて、産軍複合の危険がないと強弁してまいりました。しかし品目別に見ますと、少なくとも航空機は六七・二%、しかも四次防装備費中五五・四五%にのぼっております。さきに指摘いたしましたように、防衛産業界の要望が主として航空機生産に向かっているのを見れば、産軍複合の危険が質的に高まっていることは、十分に指摘されなければなりません。

そもそも装備の国产化については、四十五年七月、防衛厅は装備の生産及び開発に関する基本方針と、これに付随する防衛産業装備方針並びに研究開発振興方針というものを決定いたしました。積極的に防衛産業の育成をはかるとしてきておりります。この方針の中では、適正な競争原理の導入と特定企業に集中することのないよう適正な防衛生産基盤の確立に留意する旨が述べられております。この方針も実際には、三菱重工業、石川島播磨重工業、川崎重工の三社が発注の大半を占めることによって骨抜きとなつております。装備発注全額のうち、三社が上位十社中に占める割合が四十四年度七六・一%、四十五年度六五・八%、四十六年度七〇・五%というのを見れば、まさに典型的な産軍複合体そのものではありますか。これを好ましいとお考えになるでありますようか。このような中で、今後とも政府は、三社集中の四十五年の基本方針を取り続ければれるのかどうかについて明確に御見解を承りたいと思います。

このように、産軍複合、防衛予算増、新装備品の値上げなどを公然と主張することを許す風潮は、増原発言に見られるような憲法感覚の魔滅を異としない開僚の登場ともなり、旧軍意識の復活

に道をあける事例を少なからず生み出しております。一つの例として、海上自衛隊の四十九年度業務計画案の中に、防衛庁の国防省への昇格、自衛隊の名称、階級名の呼称の改正等の要求があつたと伝えられております。二佐を中佐にせよといふような種類の希望自体、その根底に、本来憲法にならない危険な発想がひそんでいるものとして軽視することはできません。少なくとも、海軍段階ではあれ、このような要求がまとめられた事実があるとするならば、われわれはその時代錯誤の軍事優先感覚にがく然といたします。そのような旧軍思想が二十年を経て、なおどもして防衛庁内で育ち得るのか、きびしい反省が求められなければなりません。その事実と措置について明らかにしていただくよう要求をいたします。

また、軍事優先感覚の露呈した例は、成田空港に向けて百里基地の訓練空域が立体交差して設定されたことであります。零石町の事故以来わずかに二年足らず、新国際空港に時代錯誤の首都防衛論がおおいにかかり、民間航空路の危険が顧みられないことは重大であります。新長官の即時善処を求めていたいと思います。

最後に、本改正案によって設けられようとしている防衛医科大学について指摘しなければなりません。

自衛隊が、学校教育法上の医科大学でない施設で、特別な目的のために医師を養成することは、医学教育の秩序を乱すものであることは疑いをされません。これは、質の低下を招くおそれがある上に、この点について責任の所在も求められないだけでなく、特に、一般国民への利益給付は何もありません。また、自衛官が年間医師にかかる回期待できないであります。

また、現在、自衛隊の医官は不足とは言いながらも、二百七十一人は確保されているのであります。これには自衛官八百五十八人に一人の割合となつて、これは自衛官八百五十八人に一人の医師の割合となりました。国民一般が九百二十人に一人の医師の割合の中にあるのに比べるならば、決して低い水準ではあります。

数は、一般の五・八一回に対しまして、二・七回と、半分にも満たないという実態もあるのです。ここに百九十億円の国費を投することは、国民全般の医師不足の実態から見て、医療行政上均衡を失する優先処置と考えなければなりませんが、厚生大臣の見解を承りたいと思います。

以上、今日の防衛政策上の問題題点をおおむね対米、対内的に分けて指摘してまいりましたが、ひつきょうするところ、防衛二法案は、外にあっては、全世界が、かけがえのない地球に人類の英知をかけて新しい協調の秩序をつくり出そうと努力を傾けているとき、その潮流に逆行して、進んで古い秩序の同盟軍となり、内にあつては、公害と物価の波にあえぐ庶民の心からいまやはるかに遠い自衛隊を黒い防衛産業の守備隊となり終わらせるための、名目だけの増員計画にすぎません。二十年の防衛政策のくする日であります。

政府は、この防衛二法案をすみやかに撤回し、新しい平和政策の出发点とすることが、ベトナム完全和平合意の日の歴史的な決断であることを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 上田哲君にお答えをいたします。

まず第一は、均衡抑止論はもはや通用しないといふ趣旨の御発言でございます。

御指摘のとおり、今日の国際情勢は、緊張緩和の方向にあると私も考えております。しかし、その緊張緩和という状態は、大国間の軍事力の均衡の上に成り立つておると思うのでございます。ベトナム停戦は、力の均衡の上に立った諸大国間の話し合いが背景にあり、全欧安保会議開催、SALT協定の成立などは、それぞれNATOやワルソ一体制、米ソの均衡抑止を背景にして生まれておりまして、これらの現実を無視することはできない、こう思うわけでございます。

第二問は、米国の防衛分担要請にどう対処するかという趣旨でございますが、わが国といたしませんが、

数は、一般の五・八一回に対しまして、二・七回と、半分にも満たないという実態もあるのです。ここに百九十億円の国費を投することは、国民全般の医師不足の実態から見て、医療行政上均衡を失する優先処置と考えなければなりませんが、厚生大臣の見解を承りたいと思います。

以上、今日の防衛政策上の問題点をおおむね対米、対内的に分けて指摘してまいりましたが、ひとつきょううするとところ、防衛二法案は、外にあっては、全世界が、かけがえのない地球に人類の英知をかけて新しい協調の秩序をつくり出そうと努力を傾けているとき、その潮流に逆行して、進んで古い秩序の同盟軍となり、内にあつては、公害と物価の波にあえぐ庶民の心からいまやはるかに遠い自衛隊を黒い防衛産業の守備隊となり終わらせるための、名目だけの増員計画にすぎません。二十年の防衛政策のくする日であります。

政府は、この防衛二法案をすみやかに撤回し、新しい平和政策の出发点とすることが、ベトナム完全和平合意の日の歴史的な決断であることを強調して、私の質問を終わります。(拍手)

しては、日米安保条約を維持しつつ、憲法で許容されておる必要最小限度の自衛力を整備をしていくとの方針をとつておることは、御承知のとおりでござります。このよくなわが国の立場については、米国も十分の理解を示しておりまして、わが国に対しても、いわゆる防衛分担を求めるといった考えは示しておらないということをございます。

次は、訪米でPXLやAEWの輸入を約束するのではないかといふような趣旨の御発言でござりますが、御承知のとおり、昨年の十月、四次防主要項目決定の際に、国防会議議員懇談会の了解事項といたしまして、次期対潜機、早期警戒機等の国産化問題を白紙といたし、今後、輸入を含めこの種の高度の技術的判断を要する問題につきましては、国防会議事務局に専門家の会議を設ける等によって慎重に検討するという申し合わせが行なわれておるわけでござります。その意味で、専門家会議の検討結果等を待つて処理をいたしたい、慎重にやつまいりたいと考えます。

それから、核のかさから脱却して、非核地帯の設置を提案したらどうかという意味の御発言がございましたが、核のかさからの脱却といふことは、すべての核兵器国が核兵器を撤廃することによりましてはじめて達成されるものだと、こう考えております。現状は、力の均衡の上に国際社会のワク組みが構成されておりますので、核のかさからの脱却、非核地帯の設置を提案するというようなことは現に考えておりません。

最後に、防衛産業の問題でございますが、わが国の工業生産に占める防衛生産の比率は、間々申上げておりますとおり〇・四%といふことでございまして、諸外国に比べてきわめて小さいのでござります。

いざります。この数字から考えてみても、産軍複合体制と言われるような事態はない、このような見解でございます。

しては、国会で最終的に御承認願わない前になし得る限度においてやつておるのだといふことを申し上げたいと思います。

の問題、そういう点はやはり自由に私たちとして
は判断をしていくべきだ、こういうふうに思うの
であります。

ども、やはりそう言わざるを得ませんが、現在の充足されております実人員の中で、やりくりをして現地に派遣をいたしております。もちろんこれは、防衛厅長官に与えられた権限の中の行使でありますけれども、沖縄の復帰に伴う特殊な措置でありますから、したがって、国防会議、国防会議議員懇談会等の議を経て、それを展開していくのでありますし、私どもとしては、法律違反ではないと思いまますし、最終的にシビリアンコントロールの権限は国会であると考えますから、法律の制定通過を願つて、いま審議をお願いしておるわけであります。したがって、それまでの段階においてとりましたやりくりによる配備といふものは、その指揮系統においても、ただいま航空空方面隊の実力と同じだとおっしゃいましたけれども、そういうものではありませんが、方面隊の指揮下にありまして沖縄現地の指揮官がそれぞれ指揮しているものではないわけでありますので、それらの実態においても、姿においても、私どもと

とすみやかに、いま一応一年くらいの期間を置いて、海洋博までにはP-3が撤去するというようふうな申し合わせもあるようになりますが、もつとテンボを早めて、そして海洋博までには、ターミナルビルそのものもP-3が撤去したことにおいて完成するわけでありますから、海洋博に間に合せるようにという新たなる方針を定めまして、いま運輸省、外務省等関係各省と相談をいたしております。

次に、防衛産業界の問題でありますが、総理から一応御答弁がありました。私どもは確かに、昭和四十五年七月、当時の中曾根防衛庁長官——いまここにおられます——のところで、装備の生産及び開発に関する基本方針というものをつくったことはあります。この方針は、なるべく安定した長期的な購買というものが保証される立場からいえば、兵器というものは国産が望ましい。しかし、反面、国民の税金で装備するのでありますから、それらの国際的な比較、装備の優秀性、値段

ともの当初設定した四次防のあるべき姿を変えるべきものでなく、また、関連しておまそのちよつと意見を開きたいと言われました五次防をどうするかという問題については、私としては、予算の形態その他から考えまして、たとえば陸上自衛隊を今回十八万人という定員を認めてもらいまするならば、一応は、一次防以来唱えてまいりました十八万人体制は、地域が、沖縄県が加わつたとしても、定数上は何とかめり込ませて充足できるということを考えておりますので、陸上自衛隊の充員増に関する五次防計画といふものはもう存在しない、要らないという現実もあります。したがつて、長期的な展望の要るもの、そうでない年年度でいけるもの、そういうものを区別して考えていく方法もあるのではないかうかと、予算編成のあり方、あるいはまた、四次防の終わったあとでの設定のしかた等について検討を私がしておることでございます。

合体制と言われるような事態はない、このような見解でございます。

残余の問題に対しても、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄に対する陸・海・空自衛隊の配備が、現時点において初めて初めて国会の審議に付されておる、いわゆる防衛二法といわれる法律の審議成立を終わっていないのに、すでに配備していることは、国会軽視であり、あるいは法律違反ではないかというお話をあります。

私どもとしては、したがつて国会のほうには、南西航空混成団等の部隊の新たな編成、必要な定員等について法律でお願いをいたしておりますから、それが通りませんと、その名称も、その定員も、実人員としての確保はできないわけであります。したがつて、上田議員はこういう答弁を予想して、そう言うだらうとおつしやつたのですけれども、

得る限度においてやつておるのだということを申しては、国会で最終的に御承認願わない前にないし上げたいと思います。

次に、P3は、おまえもかつて責任のある立場にあつたことがあるから、責任を感じているだろうとおっしゃいました。そのとおりであります。ことに、復帰の日においてP3が沖縄の那覇空港からいなくなつてゐるということは、これは日米間の了解であつたわけであります。それが今日まで居すわつてゐることについては、私自身もきわめて遺憾に思います。したがつて、就任いたしまして直ちに、このP3の嘉手納基地への移駐について、それぞれの駐機場、格納庫等の建設もありますが、あるいはまた、一方において海洋博が迫つておりますし、沖縄の地域に対して五百萬ぐらいの人たちが世界から来る。そのときには、やはり那覇空港のターミナルビルといふものを、現地の人たちも新しく適正な場所につくりたいと言つておりますし、そうなれば、どうしてももう

は問題、そういう点はやはり自由に私たちとして判断をしていくべきだ、こういうふうに思うのです。そこで、会長でありますかが発言をされた内容について、一、二気に食わない点があります。意見を言うのはけつこうであります、その中でも、現在の四次防進行中に、さらに五次防を何かつなげて考えていけといふような発言等は、まさに政府の、しかもまた国会の最高の意図を反映してきめられるべきわが国の防衛体制に、産業界がもの申すといふ立場になるのであります。私どもは、日本の兵器産業といふものは、平和国家として憲法のたてまえから、兵器輸出産業の措置はとらないという制約のもとに置かれている産業でありますから、売る相手はほとんど国しかないといふ産業である特異性を考えるならば、そのようなら立場からもつと謙虚であつてほしいし、私どもは、防衛産業界がどんなことを言いましても、

の一部であつたではないかということあります。が、これはございません。私は聞いておりませんし、また、いまの、たいへん私もわかりにくいとおもいますが、まあしかし、興味を持つ人は大体知っているというぐらいになつておる階級制度だと思います。したがつて、これを、あらためて大佐、中佐、少佐とかというような呼称に変えるべきであるとも思いませんし、事実そのよくな意見は存在しておりますし、私の手元にももちろん上がってきておりません。そのようなことは今後も考えません。

成田空港が開設されたことを予定しての空路の設定にあたつて、自衛隊の百里基地との間に交錯するおそれがあるのでないかといふ話であります。が、これはきわめて重大なことでありますし、私も、零石事件の当時に、総務長官として、防衛、運輸省いずれにもあづけないで、審議会を総理府に置いて、新しく航空管制空域の設定、自衛隊機は原則として海上に出る、そして、出る場合の回廊を設けるというようなことの作業を承知いたしておりますので、少なくとも、百里基地の存在と成田空港の存在とがきわめて危険な状態において設定される、そういうことは絶対にあり得ませんし、事務当局でその問題をいま検討中でありますから、御心配を日々及ぼすことのないようになさることを考えます。

防衛医科大学については、御主張のような考え方もあるいはあらうと思いますが、しかし、私どもとしては、やはり防衛省の隊の性格から見て、防衛医官というものはどうしても、遺憾ながら必要であるというふうに考えます。したがつて、私どもとしてはそれを対して、国家試験といふようなものも、やはり国家試験を受ける資格も与えるようにしておりますし、そうちたらと、子さんなお医者さんらしいものを生産するというつもりはありませんで、したがつて、国家試験を受けて、きちんととして勤務していく者は、将来地方に出で開業医にもなれるわけでありますし、また、こ

白紙に還元したものでござります。
なお、上田議員御存じのよう、武器の輸出につきましては三原則を厳重に守つております。この点は今後も執行いたします。
信念の強い山中長官が誕生いたしましたから、相ともに協力いたしまして、産軍複合体のよくなものが発生しないように努力をいたします。

国民の期待はみごとに打ち碎かれ、田中内閣は、訪中後直ちに、アジア諸国がひとしく脅威を持つていた五兆一千億円にのぼる四次防を決定したのであります。以後、田中内閣は、相模原補給廠から戦闘車両輸送問題にからみ車両制限令を改正、沖繩へのB52大量飛来の黙認、横須賀の米空母基地化、立川基地への自衛隊強行移駐、四次防予算の先取りとして問題になつた三機種の発注、横田基地の強化拡充を目的とした基地の集約化等、日米安保優先、軍事力増強政策を強行してき

○國務大臣大平正芳君登壇、拍手】
〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) キッシンジャー補佐官
が提唱した、いわゆる新大西洋憲章についてのお尋ねでございます。
この構想のねらいは、今後五年ないし十年間にわたって、日米欧三者間の盟邦関係についての指針というようなものを打ち出したものと考えられます。
私どもといたしましては、安全保障につきましてわが国にとっておる立場を踏まえた上で、政治、貿易、通貨、エネルギー、開発途上国援助等の分野におきまして、日本とアメリカとヨーロッパとの新たな協力関係といふものにつきましては、十分検討を進めてまいりたいと考えております。
〔拍手〕
〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 兵器の国産化と産軍複合体の御質問であつたと思いますが、兵器の国产化につきましては、長所としては防衛基盤の整備、補給の確実性及び技術開発という面がござります。しかし短所としては、単価が割り高になるということも、いわゆる産軍複合体の危険性といふことが指摘されております。われわれといたしましては、兵器の性能はどの程度できるかという評価の問題、それから費用と効果の比較等を考えまして、国产化すべきか、あるいは国外から輸入すべきか、決定していくべきかと思つております。最近は、国際収支の点も考慮に入れたらいいのではないかといふことも、一面考えております。過般、国防会議におきまして、PXLやAEWについて、専門家の会議にゆだねて決定するということになりましたのも、このような考えに基づいていたわけであります。(拍手)
○國務大臣大平正芳君登壇、拍手】
〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) キッシンジャー補佐官
が提唱した、いわゆる新大西洋憲章についてのお尋ねでございます。
この構想のねらいは、今後五年ないし十年間にわたって、日米欧三者間の盟邦関係についての指針というようなものを打ち出したものと考えられます。
私どもといたしましては、安全保障につきましてわが国にとっておる立場を踏まえた上で、政治、貿易、通貨、エネルギー、開発途上国援助等の分野におきまして、日本とアメリカとヨーロッパとの新たな協力関係といふものにつきましては、十分検討を進めてまいりたいと考えております。
〔拍手〕
〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 兵器の国産化と産軍複合体の御質問であつたと思いますが、兵器の国产化につきましては、長所としては防衛基盤の整備、補給の確実性及び技術開発という面がござります。しかし短所としては、単価が割り高になるということも、いわゆる産軍複合体の危険性といふことが指摘されております。われわれといたしましては、兵器の性能はどの程度できるかという評価の問題、それから費用と効果の比較等を考えまして、国产化すべきか、あるいは国外から輸入すべきか、決定していくべきかと思つております。最近は、国際収支の点も考慮に入れたらいいのではないかといふことも、一面考えております。過般、国防会議におきまして、PXLやAEWについて、専門家の会議にゆだねて決定するということになりましたのも、このような考えに基づいていたわけであります。(拍手)

白紙に還元したものでございます。
なお、上田議員御存じのように、武器の輸出によるものは三原則を厳重に守つております。
この点は今後も励行いたします。
信念の強い山中長官が誕生いたしましたから、
併とともに協力いたしまして、産軍複合体のよう
なものが発生しないよう努力をいたします。

口紙に還元したものでございます。
なお、上田議員御存じのように、武器の輸出につきましては三原則を厳重に守つております。
この点は今後も励行いたします。
信念の強い山中長官が誕生いたしましたから、
相ともに協力いたしまして、産軍複合体のよう
なものが発生しないように努力をいたします。
（拍手）
〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕
國務大臣（齋藤邦吉君） 防衛医科大学校は、自
衛隊における医官の定員が充足されませんで、自
衛隊としての医療需要を満たし得ないという現状
を開拓するため設置し、その内容も、医科大学
教科内容と同じにしようという趣旨に了解をいたしておるわけでござります。しかもまた、防衛
医科大学の付属病院などは、広く一般国民が利用
得るということになつておりますし、さらにまた、
防衛医科大学の卒業生も、自衛隊における義
務年限超過後は、一般の医師として国民医療に貢
献できるものと考えておるのでございまして、医
療行政上特に支障はないものと考えておる次第で
ございます。（拍手）

国民の期待はみごとに打ち碎かれ、田中内閣は、訪中後直ちに、アジア諸国がひとしく脅威を持つていた五兆一千億円にのぼる四次防を決定したのであります。以後、田中内閣は、相模原補給廠から戦闘車両輸送問題にからみ車両制限令を改悪、沖縄へのB52大量飛来の黙認、横須賀の米空母基地化、立川基地への自衛隊強行移駐、四次防予算の先取りとして問題になつた三機種の発注、横田基地の強化拡充を目的とした基地の集約化等、日米安保優先、軍事力増強政策を強行してきました。そして、今国会に、わが国の軍国化を目指した防衛二法案を提案したのであります。

田中内閣がいかに強弁しようとも、昨年七月の組閣以来、田中内閣がとつてきた政策は、安保優先、軍事力増強政策と言わざるを得ないと考えますが、総理は、今日までのこのようない連の施策についてどのように認識しているのか、お伺いしたいのであります。

次に、日米安保体制下における日米間の防衛分担についてお尋ねします。

米国は、同盟諸国にそれぞれ責任分担を負わせる総合戦力構想を発表しております。リチャード・ソン米国防長官の国防報告によると、「私は、同盟国との協議、対話を期待し、総合戦力概念を自由世界同盟からできるだけ強力な防衛寄与を得られるような形で実施したい」とあり、五月三日の尼克ソン米大統領の外交報告の中では、「同盟国」の安全保障に対する公正な責任分担」ということばを使つております。特に結論の部分では、「われわれは責任を約束するのではなく、分担することを考えて いる。われわれは古い友人との間にもつと均衡のとれた関係を探求しており、これが最も差し迫った関心事である。」と述べています。このような米国の大統領の総合戦力構想に基づき、従来の日米安保体制は大幅にその質的転換がはかられつております。総理は、米国の大統領の総合戦力構想をどのように評価しているのかお伺いしたいのであります。

機械制ではないおける我が日の防衛分野を從来以上明確に要求しております。防衛庁が明らかにしたところによりますと、米海軍当局は、有事の際の海上自衛隊の海上防衛海域を明示することを要請してきております。

ものではないとはいって、今後問題となることは明らかであります。總理は、米國のこのような要請に對してどのように考へておられるのか。また、米國の要請を実現するためには、憲法のワクを踏みはずし、さらに、軍事力増強をはからなければならぬとしたら、どのように対処する考へか、あわせてお伺いしたいのであります。

さらに、来春の第三次国連海洋法会議では、領海の幅を十二海里にする国際合意がなされる可能性が強いといわれています。現在、わが国は、領海三海里説に基づき防衛区域を定めていますが、十二海里になると大幅に変更されることになります。総理は、領海十二海里に対し、防衛面から対応策についてどのように考へているか、お伺いいたします。その際、四次防計画との関係はどうなるのかもあわせてお伺いします。

次に、日米安保条約について政府の態度をお尋ねします。

田中内閣は、昨年九月の日米首脳会談で日米安保の堅持を米側に表明いたしました。その結果、わが国の防衛責任は増大する一方で、アジアにおける米軍の肩がわりまで行なおうとしています。米国の総合戦力構想に組み込まれつつある日米安保体制は、アジア諸国に脅威を与えるとともに、平和日本を軍事日本に逆戻りさせる危険性をもつたものであります。政府は、時代錯誤もはなはだしい軍事力増強政策を改めるとともに、アジアの緊張緩和に逆行する日米安保体制はすみやかに解消すべきであると考えますが、総理の御見解をお伺いしたいのであります。

総理は、今国会の施政方針演説の中で、ベトナ

ムの和平を「新しい平和の幕あけ」「人類の英知の勝利」と位置づけ、日本はこの際、「平和の享受者たるにとどまることなく、新しい平和の創造に進んで参画し、その責務を果たすべきであります。この際、平和を一そく確実なものとするため、核をはじめとする全般的な国際軍縮に貢献してまいりたい」と述べております。

総理は、この所信の中で述べられたことと、たゞいま議題となつております自衛隊増強法案とをどう関係づけられるのか。総理は、自衛隊は軍隊ではないから軍縮とは関係なしとしても言われるのか、お伺いしたいのであります。

さらに、「過去十年間の日本の軍事費の伸び率は二・三%で、先進国中最高峰であった」とは、米国の軍縮局の報告書に指摘されているとおりであります。自衛隊を増強することにより、アジア諸国に現実に脅威を感じせしめているのであります。総理が幾ら国際軍縮に貢献するといつても、それを信じる者はいないと思うであります。昨年三月のジーネーブ軍縮委員会でわが国の代表は「まずアジアの軍縮に資したい旨、明らかにしております。総理は、この具体策を国民の前に示してもらいたいのであります。

次に、今国会の予算委員会での答弁で、総理及び防衛廳長官は、「わが国の安全が脅かされるような脅威は現実にはほとんど存在しない」旨、明らかにしておられます。これはすなわち、昨年、四次防決定後の新事態、ベトナム戦争終結、米中国交正常化の前進という、アジア情勢の変化の中での総理の情勢判断であろうと思います。

かかる発言は、安保体制発足以来、初めてのものであり、この情勢判断は、四次防決定の根拠を根底からゆるがすものであり、昨年の四次防計画の決定自体、全く誤った政治判断であり、この際、四次防を直ちに取りやめるべきだと思うが、総理の所信を伺いたいのであります。

次に、基地問題についてお尋ねいたします。

沖縄の本土復帰が実現して、すでに一年になります。復帰にあたって、政府は、米軍基地撤去を公約しましたが、一向にその公約は守られていません。沖縄特別国会では、基地縮小決議案が採択されています。政府は、沖縄基地撤去についてどのように考へているのか、お伺いしたいのです。特に、日米安保運用協議会では、沖縄基地問題についての話し合いが行なわれましたが、その内容についても明らかにしていただきたい。

また、米側は沖縄基地返還に關して、消極的であるといわれております。総理及び外務大臣は、沖縄基地を維持していくとする米側の態度について、どのような認識を持っているのか、また、米側の意向として、返還が望み薄な場合、どのようないうな対応策を持つておられるのか、明らかにしていただきたいのであります。

一月二十三日の日米安保協議委員会で関東計画が合意され、その後、米側の発表により、基地返還が早められ、返還後のあと地利利用計画等については、今後検討されることになりますが、地元の意見が十分に反映されなければならないと考えます。特に、一部には自衛隊、機動隊等の基地と一緒に利用したいという働きかけがあると聞いておりますが、このような自衛隊等の基地の肩がわりは認めるべきではないと考えますが、総理の見解をお伺いしたいのであります。

また、返還される基地の中には運動場等、市民が利用できる施設を備えた基地も多い点を考慮して、利用計画が策定するまでの間、日曜日、休日等は一般市民に開放すべきであると考えますが、総理の考え方を伺いたいのであります。

次に、米軍の駐留に伴う日本の経費負担の増大と肩がわりについてお伺いしたい。

日米安保協議委員会で、在日米軍基地十カ所の返還が合意されたのでありますが、その条件として、基地の再編に伴う施設移転費や、老朽化した基地施設の建てかえなどを中心に、数百億円に及ぶる財政負担を押しつけられているのであります。

す。アメリカの意図するところは、施設移転費の日本側負担にとどまらず、やがて、西ドイツ並みの米軍駐留費の分担金の負担、自衛隊の大規模化による肩がわり、さらには、アメリカ兵器の大量買い入れによるドル防衛政策への協力などといった要求にエスカレートする懸念が十分に考えられます。が、総理は、これらの点について、どう対処される所存か、お伺いしたいのです。

次に、防衛二法の内容に関する問題について尋ねをしたい。

自衛官の定数を約七千人近く増員することにしているが、常時三万人近くの欠員をかかえているにもかかわらず、今回、再び大幅増員を行なわんとする防衛庁の意図は、全く理解に苦しむものであります。現在でも、武器のだぶつきによる国税のむだづかいが問題になつてゐるが、さらにこれに拍車をかけることとなり、全く遺憾千万と言わざるを得ないのであります。

一方、増原前長官は、現定員ですら充足困難と見て、自衛隊の簡素化、省力化を中心とした十項目の基本方針を骨干とする四十九年度業務計画を指示しているが、このよくな点からも、定員増を撤回すべきであると、強く主張するものであります。

一体政府は、本法案の増員がほんとうにできるものとして国会に提出したのか、国民の納得できる責任ある答弁をお願いしたい。

次に、南北航空混成団の設置についてであります。この部分が、自衛隊の沖縄派遣を正当づける根拠となるわけではありますが、すでに本年四月までに、四千人以上の自衛隊員が地元民の猛反対を押し切つて沖縄に派遣されているのであります。これはもはや臨時措置といふようなものではなく、部隊編成の変更は、当然、自衛隊法の改正を待たなければ、通常はできないはずであります。

ます。總理は、この際、久保・カーチス協定と防衛二法等の国内法とどちらを優先させるつもりか、お伺いしたいのです。

わが党は、基地のない平和な沖縄県づくりに逆行する政府の一切の軍事力増強政策に断固反対するものであります。よって、四次防及びその一環であるこの法案は、直ちに撤回されることを強く要求して、私の質問を終わるものであります。

(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 岸上昭蔵君にお答えをいたします。

まず第一には、国際緊張緩和にもかかわらず安保優先、軍事力増強政策等をとつておるのはなぜかという問題と、日米安全保障体制を解消する必要があるのじゃないかという問題でござりますが、アジア地域におきましては、米ソ中三大国の中利害が依然として複雑にからみ合い、全体として安定した緊張緩和の状態に至つておらず、また、

国会の意思とは関係なく、一防衛庁長官の訓令等によって、臨時という名のもとに、先取り的に実戦部隊が配備されるということは、シリビアンコントロールの見地からも、また国会軽視といふ見地からも、きわめて重大な問題であり、この先取り的暴挙は断じて許せないのであります。総理及び防衛庁長官の見解を承っておきたいのであります。

しかも、防衛庁筋は、たとえ七月一日までに防衛二法案が成立しなくとも、当初の目標であった五千五百人の自衛隊員を七月一日までに沖縄に派遣を完了する態度を固めたといわれております。これは、四十六年六月二十九日に調印された沖縄の直接防衛責任の日本本による引き受けに関する協定、いわゆる久保・カーチス協定を根拠にしていると思うが、どうか。

また、改憲が防衛二法未成立の段階で五千人を

なるおりない次防衛会がのいま環ではアザイ慎重次いろはなはでご

国連の平和維持機能の現状にかんがみ、わが国といたしましては、平和を享受するために、自衛上最小限度必要な防衛力を整備いたしますとともに、米国との安全保障体制を維持する必要があるということは間々申し上げておるとおりでござります。

次は、米国が同盟国に防衛分担をさせようといふ総合戦力構想に対する評価いかんという問題でございますが、いわゆる総合戦力構想は、同盟諸国を援助、支援することによりまして、世界の平和の維持に寄与するとの考え方であると理解をいたしております。なお、米国は、わが国に対しまして、いわゆる防衛分担を求めるという考え方を示しておらないということは、先刻の御質問にお答えしたとおりでござります。

第三は、国連海洋法会議で領海十二海里説が合意された場合における防衛面からの対策等に対する

ついにお返しまで先の期間の発言じまんをいっては、産廃の問題に進まざるを得ない。これが、この問題に対する私の意見である。

上げておりますとおり、わが国に対する差し迫つた侵略の脅威があるとは考えておりませんが、緊張緩和の傾向はいまだ定着したものとは考えられないのです。したがいまして、わが国が自衛のため必要最小限の防衛力を整備することは、独立国として当然の責務であり、四次防を撤回する考えはないということを申し上げておきます。

次に、沖縄の基地の撤去についての政府の考え方をただされましたが、沖縄における米軍施設・区域に関しましては、安保条約及び地位協定の目的に沿いつつ、その整理統合を進めることにつき、日米両国政府の意見が一致をいたしております。これまで相当の実績をあげてきておりますが、政府としましては、引き続き米側との協議を通じまして、沖縄における施設・区域の整理統合に努力をしてまいる所存でございます。具體的な問題等に付しては、関係閣僚会から補足説明

卷之三十一

実施するための経費が増加をすることはやむを得ないことだと考えられるのでござります。

最後に、沖縄配備は実質的部隊編成である、法律に先取りをするというような意味の御発言がございました。また、二法案成立前の配備の强行は国内法を無視したものではないかといふ趣旨の御発言でございますが、沖縄配置の自衛隊の部隊は、自衛隊法及び同法施行令の規定に基づきまして、防衛府長官の権限に委任された範囲内で配置されたものでございまして、人員につきましては、既存部隊の定員から臨時の措置として要員を揃出しましたものでございまして、法律に背反するものではないわけでございます。

なお、本件の詳細につきましては、先ほど山中防衛庁長官からお答えをしたとおりでございま

現 は、その しておもむろに上に足を踏み出す。その足音が、

大臣 まことに貢をかねば おなじに當然といふ六〇と云ふべき、由はう開

ます。それの處遇をどうするか、問題になります。

近加、申されらが、この趣の

貞の私に話すことを聞きました。

近いとでる法則を残す。人間の頭は、たゞでて、頭をもつて、これで、足りて、それでは、題等

(四) りを

かか
を出
り車
足を
て、
くと
な傾
くと
一、
天仕
私も
いま
きる
どの
員の
から

がえ
田し
ます
を定
今
思考
傾向
の上
の質
りみ

たは
いな
のか
海、
に對
ます
あり
が通
せん
く調
でき
な計
すが
易傳

が、空足員は、まことに迷に迷に一人一人入目調べた。対処をなすには、

お答
つづ
要す
に付
てし
たが
増に
たが
すが
欠員
すが
がま
程度
いこ
うこ
間隔
検査

申 く
陸 充 欠 たと
方 が、 して
を命 が、 して

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Koenig at (314) 747-2146 or via email at koenig@dfci.harvard.edu.

しかし、今回の陸上の千名増は、本来一次防から十八万を日さしておきました現定員の十七万九千人体制というものに対して、沖縄配備のためと、正確に言うならば十八万名プラス千八百名といふものでなければならぬはずあります。が、われわれとしては、十八万名といふものが大体長い間言われてきておりますので、八百名は高射群のやりくり、近代化をいたしまして捻出し、一千名は十八万名定員の中にめり込ませて今回お願いをしておるというのがその実情でございまして、これは隊の編成の問題でございまして、充足率の問題と別でありますので、御指摘のような充足率は、国会のお許しになつたことに対する不足がなされていないということについて反省をしつつ、努力を自衛隊みずからいたしてまいりたいと存じます。

以上です。（拍手）

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣（大平正芳君） 沖縄基地の整理縮小についてのお尋ねでござります。

本件につきましては、ことしの一月二十三日の安保協議会におきまして、関東平野と並びまして、那覇市並びにその周辺の施設・区域の整理につきまして合意に達して、それを実行に移しつつあるわけでございますが、その後、安保運用協議会を中心日に米双方におきまして、沖縄全土にわたりまして基地の再検討を始めておるわけでございまして、その中で早急に返還をすべきものを確認いたしますならば、安保協議会を待つまでもなく実行に移す趣旨で進めてきておりまして、きのうの日米合同委員会におきまして、八カ所の沖縄基地の一部または全部の返還に合意いたしました。今朝の閣議で御報告を申し上げたところでござります。

私どもいたしましては、本土に比べてなお圧倒的に多い基地をかかえて、非常に不正常な状態にあります沖縄につきまして、その開発計画との関連におきまして、今後精力的に基地の整理を

進めてまいりたいと考えております。もとより、これをやつてまいるにつきましては、相当巨額の財政需要、財政支出を覚悟せなければならぬと思ひますけれども、しかし、地位協定にのつとりまして、私どもいたしましては厳正にやつてまいります。つまりでござります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 藤井恒男君。

〔藤井恒男君登壇、拍手〕

○藤井恒男君 私は、民社党を代表して、防衛二法案に關し、政府の防衛問題の基本的考え方について、田中総理並びに関係閣僚の所信をただしたいと思います。

〔議長退席、副議長席〕

今日、わが国の防衛問題について、国民の大多数は、わが国が憲法の許す範囲で、最小限の自衛措置を持つことについては了解つつも、四次防衛に基づく自衛力の急激なる増強を中心とする自衛力の独走に対しても、重大なる不信と不安とを抱いているというのがその率直なる声であると考えます。そしてその声が、一部においては自衛力の保持そのものに対する不信と疑問とにまで増幅されつつあります。つまり、一国の防衛について最も肝要と言われる防衛についての国民的合意、国民的サポートが、いまやわが国においてはますます困難になつてきていると考えざるを得ません。そこで、いま一番必要なことは、自衛力のいたずらな増強ではなく、防衛問題の根本に立ち返つて、防衛に対する国民的合意をいかにしてつくり上げるか、これであります。そして、この国民的合意、サポートをつくり上げる道は、いたずらに危機感をあおつたり、また、それとは反対に、愛国心を無理じいすることではなく、わが国の防衛に対する基本的ポイントや、わが国の平和構想を政府がはつきりと国民に一つ一つ明示していくことであると確信いたします。

以下、私はこのような基本的見地に立つて、わが国の防衛の基本について、政府の見解をただし

たいと思います。
まず第一点は、わが国の平和構想についてであります。
本年は、いわば首脳外交の年といわれます。より
に、米ソを中心に、世界的主要国の大統領が相次いで
各國を訪問し合っております。そしてわが国の中
田中総理も、御承知のとおり、来月の訪米をはじめ
とする各國訪問を年内に予定されております。
これらの首脳外交は、それぞれの同僚の当面する
諸問題の解決という具体的課題を持ちつつも、
その底に流れるものは、戦後の冷戦構造から、新
たなる多極的均衡の時代へ進む国際秩序づくりと
も言うべきものであることは明らかであります。
数年前から提起されているソ連のアジア集團安保
構想は、ソ連の新たなアジア秩序づくりの構想であります。
また、本年に入つてアメリカが提
起してきた新大西洋憲章構想も、まさしく新たな
世界秩序づくりに対するアメリカの方針であります。
世界第三位といわれるよう、その経済的バイタリティーは、アジア諸国をはじめ世界各国に、よ
くもあらざる大きな影響力を及ぼしております。
こうした意味からしても、また、田中総理の各
國歴訪というスケジュールから考えてみても、い
まわが国にとって必要なことは、わが国独自の平
和構想を政府が確立し、内外に明示することであ
ります。ベトナム停戦が実現したとき、政府はベ
トナムを含めたアジア平和会議の開催を提唱した
いと述べたことがあります。この構想はその後いつの間にか立ち消えとなりましたが、その経緯を
大同時に、総理の各國歴訪前に、政府としてわが
国の平和構想、平和戦略を内外に明示する意思あ
りやいなや、総理にお伺いいたしました。
質問の第二点は、現在、わが国防衛の基軸と

なつてゐる日米安保と在日米軍基地についてあります。

われわれは、今日の国際情勢の推移からして、冷戦時代の産物である日米安保の再検討はますます不可欠であり、その方向は、基地と駐留のない安保への転換であると確信いたします。

そこで、問題の焦点である在日米軍基地問題について伺ひいたします。

政府は、わが国の防衛にとって、在日米軍基地の存在は絶対不可欠と考えているのかどうか。もしそのように認識しているとすれば、米軍基地が具体的にどういう形で不可欠なのか、明らかにしていただきたいのであります。また、もし、そらだとするならば、今後、特に、四次防の計画期間において、政府は米軍基地の整理縮小のぐあいをどのように見通しているのか。また、四次防計画はこの基地整理とどのように関連づけられているのか。さらに伺いたいのは、密度の高い沖縄米軍基地問題についてであります。

山中防衛府長官は、この問題について、あの広大な米軍基地の存在が、沖縄の経済発展と住民の日常生活を妨げてるのは厳然たる事実と述べ、勇断をもって、その整理縮小に取り組むことを表明されておりますが、来月の日米会談では、政府として具体的にどのような方針で臨むのか、私は沖縄・本土全体を通じ、日米間で早急に基地整理計画を確立すべきだと考えますが、総理並びに防衛府長官の御所見を承ります。

質問の第三点は、いわゆる産軍漬着問題であります。

最近、伝えられますところによりますと、わが国の防衛産業界は、政府に対し、兵器の国産化推進をあらためて強力に訴えようとしております。また、他方においてアメリカ側は、さきの安全保障に関する日米事務レベル会議で、米国製兵器の購入をわが国に働きかけてまいりましたが、さらにも日米首脳会談でもこの問題があらためて米国側から持ち出されることは必ずと言わなければなりません。

ません。このような情勢から見て、兵器購入をめぐつて、今後一段と強力な圧力が防衛庁並びに政府にかけられ、それがいわゆる産軍癒着問題として発展する危険性は十分あると見なければなりません。

私は、こうした各種の圧力を断ち切り、産軍の癒着を排除する道は、わが国政府、防衛庁が、兵器購入についての明確なる基準と方針を明示することであると考えます。(つまり、何を国産化し、何を輸入するのか、あるいは、何を共同開発するのか、こうした点を明白にすること)あります。政府として、こうした明確なる基準を明示する用意があるのかどうか、お伺いいたします。

質問の第四点は、今後の自衛官の確保対策についてであります。今日、二万六千人の欠員がありながら、定員ワクだけをいたずらに拡大すればよいという政府の考え方は、とうてい国民を納得させることはできません。

問題は、まず現在の欠員を解消する手立てがあるのかということです。それは、結局、国民にとって、魅力ある自衛隊づくりを政府がどう進めるかであります。この点について、政府は具体的にどのようなプランを持つているのか、それを明らかにしていただきたい。そして、このことが、ただいま上程されております防衛二法案のキーポイントにはかなりません。

以上、私は防衛二法案の根底をなすわが国の防衛構想について、政府の明確なる答弁を要求し、私の質問を終わるものであります。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君) 藤井恒男君にお答えをいたします。

まず、わが国独自の平和構想を、各国訪問前に明示をしたらどうかという趣旨の御発言でござりますが、いまさら明示するまでもなく、わが国は戦後一貫して平和を外交の基本としてまいりましたことは、各国とも十分承知をしておるところであります。

次は、アジア平和会議開催の日通し等についてでございますが、インドネシアの和平は緒についたばかりであり、情勢は複雑、依然流動的でございます。このよくな地においていきなり国際会議を開いても、問題は解決するものではなく、多くの段階を経過する必要があると考えておるのであります。しかし、せっかく定着しつつある平和を確固なものとするために、二国間での努力をはじめ、国際会議の開催その他いろいろな方策を探求するのがわれわれの責務であり、息の長い長期的課題には、今後とも根気よく取り組んでまいり所存でございます。

次は、わが国の防衛のための在日米軍基地の存在は絶対不可欠なのかどうかといふような御趣旨の御発言でございますが、わが国の安全確保のために必要な日米安全保障条約の抑止力は、わが国が必要な施設・区域を、米軍の使用に供し、米軍の駐留のある状態を維持することにより、その有効性を發揮し得るものであると考えておるのであります。この有効性を発揮するために必要な限度の基地機能を維持することは、わが国の防衛にとって必不可少であると考えておるのであります。

次は、四次防の計画期間中、米軍基地の整理縮小の見通し等についての御発言でございますが、然取り組んでいかなければならない問題でございます。必要な施設・区域を整理するため必不可少な施設・区域を確保するかたわら、不必要となつた施設の整理統合というような問題とは、当然取り組んでいかなければならない問題でございます。

四次防計画と基地の整理統合とは直接の関連はありませんが、日米安保条約の目的達成のため必要な施設・区域を確保するかたわら、不必要となる施設・区域を整理する必要があります。

自衛官の確保の問題については、先ほどその実

情を私からお話をいたしましたが、やっぱりいろいろ考えてみますと、理由はいろいろあるようあります。募集難という問題からいきますと、民

兵の理解が得られるような状態で結論を出すということでお答えをする以外にはないと、こう考えます。(拍手)

〔國務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

○國務大臣(山中貞則君) 沖縄の施設の基地の整理については、ただいま總理からも御答弁をいたしましたが、先ほどの外務大臣の答弁で八ヶ岳四万一千平米に及びまして、復帰後初めてこのようない代替施設等の建設を要求しない、全く沖縄県民、地主に返るという形態でまとめて発表されると、合意が昨日なされ、本日の閣議で報告のあった事実がございます。今後私どもは、さらに十分検討してまいることでございます。

一律に基準をつくらうかといふ御提言でございますが、これは前からもございますが、これはなかなか一律につくるわけにはまいらないわけだと思います。専門家の委員会を設けまして、専門家の立場がら十分検討してまいることでございます。

一律に基準をつくらうかといふ御提言でございますが、これは前からもございますが、これはなかなか一律につくるわけにはまいらないわけだと思います。専門家の立場がら十分検討してまいることでございます。

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 藤井恒男君にお答えをいたします。

まず、わが国独自の平和構想を、各国訪問前に明示をしたらどうかといふ趣旨の御発言でござりますが、いまさら明示するまでもなく、わが国は戦後一貫して平和を外交の基本としてまいりましたことは、各国とも十分承知をしておるところであります。

次は、四次防の計画期間中、米軍基地の整理縮小の見通し等についての御発言でございますが、然取り組んでいかなければならない問題でございます。

四次防計画と基地の整理統合とは直接の関連はありませんが、日米安保条約の目的達成のため必要な施設・区域を確保するかたわら、不必要となる施設・区域を整理する必要があります。

自衛官の確保の問題については、先ほどその実

情を私からお話をいたしましたが、やっぱりいろいろ考えてみますと、理由はいろいろあるようあります。募集難という問題からいきますと、民

ら、なかなか人を得にくい。あるいはまた、進学率や大学進学率等が逐年高まつておりますために、なかなか自衛隊のほうに、進学をあきらめて来てくれるといふのがたい青年諸君が少なくなりつつある。こちらの問題もあるようあります。一方においては、入りました者が離隊していく率、あるいははまた、長期つとめまして、曹の待遇あるいは停年等の問題もあって、そちらの一番中核をなす中堅幹部の諸君の待遇等もやはり問題があるようですが、こちらの問題をひっくり返して、自衛隊がはたしていまの若者諸君に魅力のあるところであるかという問題は、これは私たちが一生懸命姿勢として努力をし、国民に向かって理解をしてもらおう、合意を得る努力をすべきであると思います。そしてまた、それらの募集等にあたつても、若い諸君が自衛隊に、自分たちがわが国の自由を守るために、自分たちの家族の生命財産を守るために、その職務のために挺身する立場に立とうという決意を持つてもらうような、私たちの積極的な周知への努力、理解への努力といふものも必要であろうと考えるわけであります。（拍手）

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
で第一級の軍事力に達しているといわれるまでになつております。

政府は、一九五二年当時は、憲法第九条は、自衛の目的であつても戦力の保持を禁止しているとの見解をとつていてもかかわらず、今日では、自衛のためであれば戦力は持てるとの憲法解釈を出し、自衛隊の存在を合憲であるとするに至つたのであります。

付けられ、西太平洋地域の防衛責任を分担し、それにふさわしい増強をアメリカから迫られているのであります。

いま強引に進められておる第四次防衛力整備計画が、日米沖縄交渉を通じて立案され、アメリカの要求に基づいて計画、決定されてきたことは、中曾根元防衛庁長官の訪米、レアード元国防長官の来日をはじめとする一連の軍事協議の経過を見れば明らかであります。日本の防衛力増強計画をはじめ、自衛隊の任務分担、配置に関し、一体どういう理由でアメリカとそのような密接な協議をしなければならないのか。また、自衛隊は、アメリカの総合戦力計画の一體いかなる部分を分担することになるのか、それについて明確な答弁を求めます。

第三は、自衛隊の沖縄配備についてであります。日米沖縄交渉の中で取りきめられた久保・カーチス取りきめは、今年六月末までに所要の自衛隊

保・カーチス取りきめに基づく対米約束を優先する態度であります。政府は、防衛二法の成立いかんにかかわらず自衛隊の沖縄派遣を強行する緊急性というものが、一体どこに存在しておるのだと考えておられるのか。また、沖縄県民の意思、国会の意思に従う考えはあるのか、ないのか。明確な答弁を求める次第であります。

最後に、自衛隊幹部の天皇拝謁問題についてお尋ねいたします。

第二次世界大戦は、統帥権を持つ絶対主義的天皇制のもとで、アジア侵略を強行した軍国主義、帝国主義が、多くの日本国民の生命を奪い、アジア諸国民に多大の被害を与えたました。

ところが政府は、この日本国民苦難の歴史から正しい教訓を引き出さないだけではありません。朝雲新聞によれば、一九六五年以来、自衛隊幹部の天皇拝謁ということが行なわれ、そうして今年一月十七日には、衣笠統幕議長は、天皇に拝謁して、「國のため勤務に精励することを望む」ということばを受け、「決意を新たにして、わが國の平和と独立を守るために全力を尽くし、もつて聖旨に沿い奉る覚悟でございます」と答えておられます。

政府は、さきの国会答弁で、挙國は慣行であり、天皇の公的行為であると合理化しましたが、自衛隊の幹部がこのような挙動を行なうことは、憲法に違反することは明白であります。しかも、天皇に対して、「聖旨に沿ひ奉る」と答えたことは、天皇を軍国主義復活の道具として利用することにはかなりません。天皇拝謁の法的根拠がどこにあるのか、また、天皇拝謁は中止すべきものであると考えるが、それらの点について總理の明確な答弁を求めます。

わが党は、憲法違反、対米従属、国民抑圧の軍隊である自衛隊を解散し、隊員の平和産業への転職を保障すべきであることを主張するものであります。(拍手)

防衛二法案の撤回を要求して質問を終わります。(拍手)

官報(号外)

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角榮君) 星野力君にお答えをいたします。

第一は、自衛隊は憲法のどの条文によつて合法かといふ趣旨の御発言でござりますが、憲法第九条は、自衛権を否定しておらず、この自衛権の行使を裏づける手段、すなわち、自衛隊のようすに自衛のため必要最小限度の防衛力の存在は、憲法が許容するものであります。

第二は、自衛隊が戦力でないという理由を説明せよといふことでございますが、憲法第九条は、自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の防衛力が、同条第二項において保持を禁止されている戦力でないことについて、政府の見解は一貫をしておるのであります。自衛隊は憲法の趣旨に従い、他国に攻撃的脅威を与えるような兵器は一切装備しておらず、その規模も自衛のため必要最小限の範囲内のものであつて、憲法の禁止しておる戦力に該当いたしません。

次は、自衛隊はアメリカの補助部隊であるとの断定でございますが、自衛隊は、わが国の防衛のため必要最小限のものとして設置され、存在をしておるものでありまして、アメリカの補助部隊であると考える国民は、一人もおらないと私は考えております。(拍手)

最後は、自衛隊の天皇拝謁の問題でござりますが、自衛隊の主要部隊の幹部が、年一回の全国会議のため参考集した際、天皇陛下に拝謁をしており

ますが、これは、それらのものの希望により、わが国の象徴としての天皇陛下に拝謁する目的で行なわれておるものであります。地方裁判所の所長等の例と全く同様であつて、政治的な意味はない、中止をする考えはありません。

以上。(拍手)

〔國務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

○國務大臣(山中貞則君) アメリカの総合戦力計画等によつて、日本が海上防衛等について分担す

るのではないかという御指摘でありますが、日本の自衛隊の場合は専守防衛であつて、憲法、自衛隊の制限がきつとしておりますから、そのような国際的な分担などは、とてもできるものではありませんので、海上輸送といえども、そういうこ

とは考へられません。

さらに、沖縄配備の問題については、先ほど來

答弁いたしておりますが、県民の立場からはどうかといふことはもありましたので、あらためて別な角度から触れてみますが、私どもが、同じ日本人として、アメリカ兵が向こうに基地を持つておりますが、そのアメリカとしては、極東戦略上の立場からの基地があることは明白でありますし、しかし、復帰後といえども、日本と事前協議のワクがかぶつて彈力性を失うことも向こうも認めておりますが、依然としてその基地の必要性はなお認めておりますし、私どももその点については合意しております。そうすると、アメリカは、

局地防衛といふものを裸にして、その任務だけを

残しておくとは考へられません。やっぱり私どもが肩がわりでき得るものは、日本人の手によつて

が肩がわりして、アメリカは帰つてもう、肩がわりして、アメリカは帰つてもう、したがつて、物騒なものであれば、もちろん機関車等の例と全く同様であつて、政治的な意味はなく、中止をする考えはありません。

ます、委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事寺本広作君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

地方交付税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

昭和四十八年六月五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

○副議長(森八三一君) 日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事寺本広作君。

〔地方交付税法の一部を改正する法律案〕

4 公園費	4 下水道費
(1) 経常経費	(1) 経常経費
(2) 投資的経費	(2) 投資的経費

〔地方交付税法の一部を改正する法律案〕

5 下水道費	人口集中地区人口
(1) 経常経費	(1) 経常経費
(2) 投資的経費	(2) 投資的経費

〔地方交付税法の一部を改正する法律案〕

5 その他の土木費	人口集中地区人口
6 その他の土木費	人口

に改める。

を

官 報 (号 外)

第十三條第五項の表の市町村の項中		一 消防費	二 人口	三 段階補正、密度補正、熊容補正及び寒冷補正	四 人口	五 段階補正、密度補正、熊容補正及び寒冷補正
15	昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額と九百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。	4 下水道費	人口	人口集中地区人口	人口	人口集中地区人口
14	昭和四十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額と九百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。	4 公園費	人口	人口集中地区人口	人口	人口集中地区人口
13	附則第十一項中「及び昭和四十八年度に限り、当該各年度分」を「に限り、同年度分」に改め、「それぞれ」を削り、附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十一項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げる、附則第二十項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第十八項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十四項から第十七項までを三項ずつ繰り下げる、附則第十三項中「第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十二項の次に次の三項を加える。	5 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口	人口集中地区人口	人口	人口集中地区人口
6	その他の土木費	5 下水道費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口集中地区人口	人口集中地区人口	人口集中地区人口	人口集中地区人口
			密度補正及び寒冷補正	密度補正及び寒冷補正	密度補正及び寒冷補正	密度補正及び寒冷補正
			熊容補正	熊容補正	熊容補正	熊容補正
			人口集中地区人口	人口集中地区人口	人口集中地区人口	人口集中地区人口

昭和四十八年六月十五日 参議院会議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案

附
則

2 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。
十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

4 附則第三項とし同項の次に次の二項を加える。
この会計においては、昭和四十八年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定によるほか、九

項とし、附則第十項から第十一項までを削り、

附則第十三項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十四項を附則第十項とし、附則第十五項中「第四項、第五項、第十項若しくは第十一項」を「若しくは第十四項に、「第六項（第十二項において準用する場合を含む。）、第七項若しくは第十三項」を「第五項、第六項若しくは第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十項とする。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「昭和四十八年度については、法附則第十一項」の規定により算定した額を「の規定により算定した額（昭和四十八年度にあつては、当該額に三百億円を加算した額）に改め、同条第三項中「第五項」を「第三項」に改める。

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君　ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案は、地方団体の公共施設の計画的な整備及び社会福祉水準の向上並びに過疎・過密対策、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策等に要する経費の充実をはかるため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の改定等を行なうとともに、地方財政の状況にかんがみ、昭和四十八年度分の地方交付税の総額について、現行の法定額に、交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れる九百五十億円を加算する特例措置を講じようとするものであります。

また、この借り入れ金は、全額を普通交付税として交付することとし、昭和四十九年度において御質疑を終わり、討論を行ない、採決の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

なお、本案に対し、地方交付税率の引き上げを含む一般財源の強化と、道路目的財源の強化、生

活関連施設に対する国庫補助制度の拡充強化、超過負担の解消、地方債に対する政府資金の拡充等について政府の善処を求める附帯決議を付しておられます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三一君）　これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（森八三一君）　過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

（目的）

第一条　この法律は、アフリカ開発基金（以下「基金」という。）に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

第二条　政府は、基金に対し、協定第一条に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

第三条　政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2　前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第一百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「アフリカ開発基金」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）

4　日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかるわらず、協定第三十三条の規定による基金の保

1　この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第九号中「及びアジア開発銀行」を「アジア開発銀行及びアフリカ開発基金」に改める。

〔土屋義彦君登壇、拍手〕

○土屋義彦君　ただいま議題となりました法律案について申し上げます。

本法律案は、開発途上国との経済協力推進のために、今国会においてすでに承認されましたアフリカ開発基金を設立する協定に基づき、同基金への参加に伴う措置として、千五百万計算単位、すなわち邦貨換算四十六億二千万円を限度とする国債による出資、当該国債の発行条件、償還等所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、開発途上国に対するわち邦貨換算四十六億二千万円を限度とする国債による出資、当該国債の発行条件、償還等所要の規定を設けようとするものであります。

が国経済協力の基本方針、アフリカへの援助の現状、本基金へのアメリカの参加の問題、アジア開発銀行特別基金との比較等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三一君）　これより採決をいたしま

る法律案　アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（森八三一君）　これより採決をいたしま

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

衆議院議長 中村 梅吉
参議院議長 河野 謙二殿

○副議長(森八三一君) 日程第三 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長沢田政治君。

官報号外

(小字及び一は衆議院修正)

第三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の一部を次のよう

に改正する。
附則第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

度以後の年度に繰り越したものにより行なう

道路整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する道路整備事業に含まれるものとする。

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律

第一項)の一部を改正する。

第一条第一項、第三条第一項及び第四条中

1 この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。

[沢田政治君登壇、拍手]

○沢田政治君 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきま

して、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、新たに昭和四十八年度を初年度とする第七次道路整備五年計画を定める等、道路の整備に關し必要な措置を講じようとするものであり

第四条第一項中「昭和四十五年度」を「昭和四十八年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

下「改正前の法」といふ。第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガ

ス税の収入額の二分の一に相当する金額を改

正前の法第二条の道路整備五箇年計画の実施

に要する経費で国が支弁するものの財源に充

てて行なつた道路整備事業(昭和四十七年度

以前の年度のこの会計の予算で昭和四十八年

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法

律

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長沢田政治君。

[審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載]

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長沢田政治君。

[審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載]

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長沢田政治君。

以上、本院においてこれを修正議決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて、国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十九日

報 (号外)

ます。

卷之三

の確保、生活道路の整備等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ることとしています。

とすることに決定いたしました。

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしま
す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

〔原田立君登壇、拍手〕

法の一部を改正する法律案について、法務委員会

における審議の経過と結果を報告いたします。

本法案は、最近における経済事情にかんがみ、

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

なる田舎等を引き上げようとするものであります

す。

委員会におきましては、五月八日、提案理由の

説明を聴取した後、質疑に入り、十日には、審査

のため監獄及び警察署付属の留置場の規察を行な

二二
長門出羽・若狭・越後の御用を取扱うる

卷之三

卷之三

卷之三

の適用状況
被保基準の引き上げ額の並び
被保

を置く道路整備、市町村道の整備促進、歩行者専用道路等の整備と事故防止施設の整備並びに道路管理体制を強化することあります。

採決の結果、全会一致をもつて本委員会の決議

刑事補償法の一部を改正する法律案

昭和四十八年六月十五日 參議院会議録第一十一号

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

六月十四日、質疑を終了し、討論に入りました。

ところ、日本社会党を代表し佐々木委員より、公明党を代表し白木委員より、それぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(森八三一君) 日程第五 農林省設置法

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員(長高田浩運君)。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

農林省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月十七日

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

(不字及び一は衆議院修訂)

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律

第七十五条(見出しを含む)中「調査研究部」を「研究開発部」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 海洋水産資源の開発の促進に関する事項。
第八十条に次の二号を加える。

五 沿岸漁業に係る漁場の保全に関する事業の実施に関する事項。

附 則

この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。

第七十七条第五号中「沖合漁業」を削り、同

条第七号中「及び開発促進」及び「調査研究部の所掌に属することを除く。」を削る。

第七十八条(見出しを含む)中「生産部」を「海洋漁業部」に改め、同条第一号及び第二号中「遠洋漁業」の下に「及び沖合漁業」を加え、同号の次に次の二号を加える。

二の二 水産庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務を総括すること。

二の三 外国人漁業の規制に関する事務を総括すること。

第八十条(見出しを含む)中「調査研究部」を「研究開発部」に改め、同条第四号を次のように改める。

委員会におきましては、参考人を招いて意見を聞くなど、慎重な審査が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案

は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法案に対し、沿岸漁業の振興並びに水産加工排水処理技術の研究開発促進を内容とする五党共同提案による附帯決議案が提出され、全

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案は、最近におけるわが国水産業をめぐる諸情勢の推移に対応するため、水産庁の機構について、生産部及び調査研究部を再編整備して、海洋漁業部及び研究開発部を設置しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日について修正

いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(森八三一君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三一君

議員
塩出 啓典君
喜屋武真榮君
野末 和彦君
内田 善利君

藤原 房雄君
栗林 卓司君

小山邦太郎君
中村 登美君

植木 光教君
青木 一男君

中村 登美君
木内 四郎君

高橋 文五郎君
青木 一男君

高橋文五郎君
岡本 悟君

藤井 恒男君
青島 幸男君

斎藤 十朗君
中西 一郎君

上原 正吉君
木内 四郎君

木内 四郎君
杉原 荒太君

原田 立君
沢田 実君

原 文兵衛君
中村 横二君

細川 謙熙君
橋本 繁蔵君

古池 信三君
柳田桃太郎君

中村 利次君
高田 浩運君

竹内 藤男君
山崎 五郎君

志村 愛子君
河本嘉久蔵君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

上林繁次郎君
矢追 秀彦君

永野 鎮雄君
若林 正武君

橋辺 四郎君
初村瀧一郎君

大松 博文君
渡辺一太郎君

三木 忠雄君
阿部 憲一君

萩原幽香子君
今 春聰君

細川 謙熙君
竹内 藤男君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

峰山 昭範君
今 春聰君

細川 謙熙君
竹内 藤男君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

木島 則夫君
萩原幽香子君

黒柳 明君
柏原 ヤス君

細川 謙熙君
山崎 五郎君

木内 四郎君
柳垣徳太郎君

昭和四十八年六月十五日 參議院會議錄第二十号

議長の報告事項

五一八

田口長治郎君	同	森中 守義君	学校給食法の一部を改正する法律案（内田善利君外一名発議）
中津井 真君	農林水産委員	安井 謙君	都市緑地保全法案 建設委員会に付託
古賀雷四郎君	同	小枝 一雄君	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
上田 稔君	同	沢田 実君	中小企商業振興法案
増原 恵吉君	商工委員	木島 義夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
藤原 房雄君	運輸委員	藤原 道子君	情報処理基本法案（塙出啓典君外一名発議）
村尾 重雄君	建設委員	片山 正英君	情報処理振興委員会設置法案（塙出啓典君外一名発議）
斎藤 寿夫君	同	高橋 邦雄君	海水淡化法案（塙出啓典君外一名発議）
河本嘉久藏君	同	玉置 錦夫君	文教委員会に付託
安田 隆明君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	海洋資源開発振興法案（矢追秀彦君外一名発議）	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。
柴立 芳文君	同	鶴園 哲夫君	海洋資源開発公団法案（矢追秀彦君外一名発議）
二木 謙吾君	科学技術振興対策特別委員	大谷藤之助君	海洋資源開発技術総合研究所法案（矢追秀彦君外一名発議）
中村 登美君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	外一名発議	小規模企業助成法案（峯山昭範君外一名発議）
鹿島 俊雄君	科学技術振興対策特別委員	木村 瞳男君	同日委員長から左の報告書が提出された。
重宗 雄二君	同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	書	地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書
西田 信一君	同	同	アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案可決報告書
青木 一男君	社会労働委員	同	道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案可決報告書
徳永 正利君	外一名発議	同	港湾労働法の一部を改正する法律案可決報告書
	社会労働委員会に付託	同	可決報告書

刑事補償法の一部を改正する法律案可決報告書
農林省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
書

昭和四十八年六月十五日 參議院會議錄第二十号

五二一

明治三十五年三月三十日
郵便物可日

定価一部五十円
(配送料共)

發行所

東京都港区赤坂菱町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五六二 四四一一(大本)